

動物愛護センター基本設計（素案）

令和6年12月
高知県・高知市

はじめに

現在の犬や猫の収容施設である「中央小動物管理センター」「中村小動物管理センター」は、昭和56年に高知県が狂犬病予防対策を目的として整備しました。

中央小動物管理センターは、平成10年度より高知県と高知市が共同運営しておりますが、施設の老朽化、収容施設が狭いこと、適正飼養の普及啓発や動物の命をつなぐ施設としての機能が不足していること、また、全国的な動物愛護に対する意識の高まり、変化する時代のニーズに対応するため、県市共同での動物愛護センター設置に向けた検討を平成28年度から開始し、令和5年度に整備候補地を選定しました。

現在、動物愛護センターの基本設計にあたり、アドバイザー（獣医師、動物行動学専門家、動物災害対策専門家、他県動物愛護センター職員）から意見を聴取し、検討を進めているところです。このたび、県民の皆様のお伺いし、基本設計の参考にさせていただきたく本資料を作成しました。

設計概要

■建設地

- 高知県高知市高須
- 隣接公共施設
 - ・北に高須浄化センター
 - ・南に高知県立美術館



■敷地面積

3,000㎡程度
(駐車場、訓練場等の附帯施設・設備含む)

■建築面積

1,500㎡程度

■造成計画

2～2.5m程度の盛土を行う（津波・浸水対策）

整備方針

※こうち動物愛護センター（仮称）基本構想より

人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向け、人と動物のつながりが優しい心を育み、人と人とのつながりにも結びついていくよう、あたたかな高知県を目指し、動物行政を総合的に推進し動物に関わる様々な課題を解決していく拠点施設として動物愛護センターを整備します。

【基本的な考え方】

- 命を大切にする心を育てる場
- 動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点
- 収容動物の譲渡推進の拠点
- 多様な主体との連携・協働の拠点
- 災害時動物救護対策の拠点
- 動物由来感染症対策の推進の拠点

多様な主体との連携・協働の拠点
動物関係団体等と連携・協働した活動を推進、ボランティア等の育成。

命を大切にする心を育てる場
子どもからお年寄りまで動物に親しみをもち、共生の大切さを感じ、体験できる学習の場。

動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点
社会のルール・マナーを守り、適切に最後まで飼うことへの啓発。

人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向け、あたたかな高知県をめざします。

災害時動物救護対策の拠点
災害に備えた啓発、災害発生時のペット飼育者への支援。

収容動物の譲渡推進の拠点
動物福祉に配慮して動物を収容し、適正な譲渡を推進。

動物由来感染症対策の推進の拠点
動物由来感染症の情報収集や発信、感染症発生時の対応。

子どもからお年寄りまで、遠足や課外学習などにも利用できるなど、立ち寄りやすく利用しやすい誰もが安全で快適に過ごすことができる環境の施設をめざします。

管理・運営

高知県と高知市が共同管理・運営

※収容動物の飼養管理、清掃、捕獲等は委託を予定

整備スケジュール

令和9年度の開所を目指しています。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
造成実施設計	■			
造成工事		■		
建築基本設計	■			
建築実施設計		■		
建築工事			■	
開所				■



○啓発・学習・であいゾーン

来館者等多くの方が利用するスペースで、動物愛護普及啓発のメインとなるゾーン。

- ・ エントランス
- ・ 展示・学習スペース
- ・ 多目的ホール
- ・ マッチングルーム
- ・ 会議室 など

○事務管理ゾーン

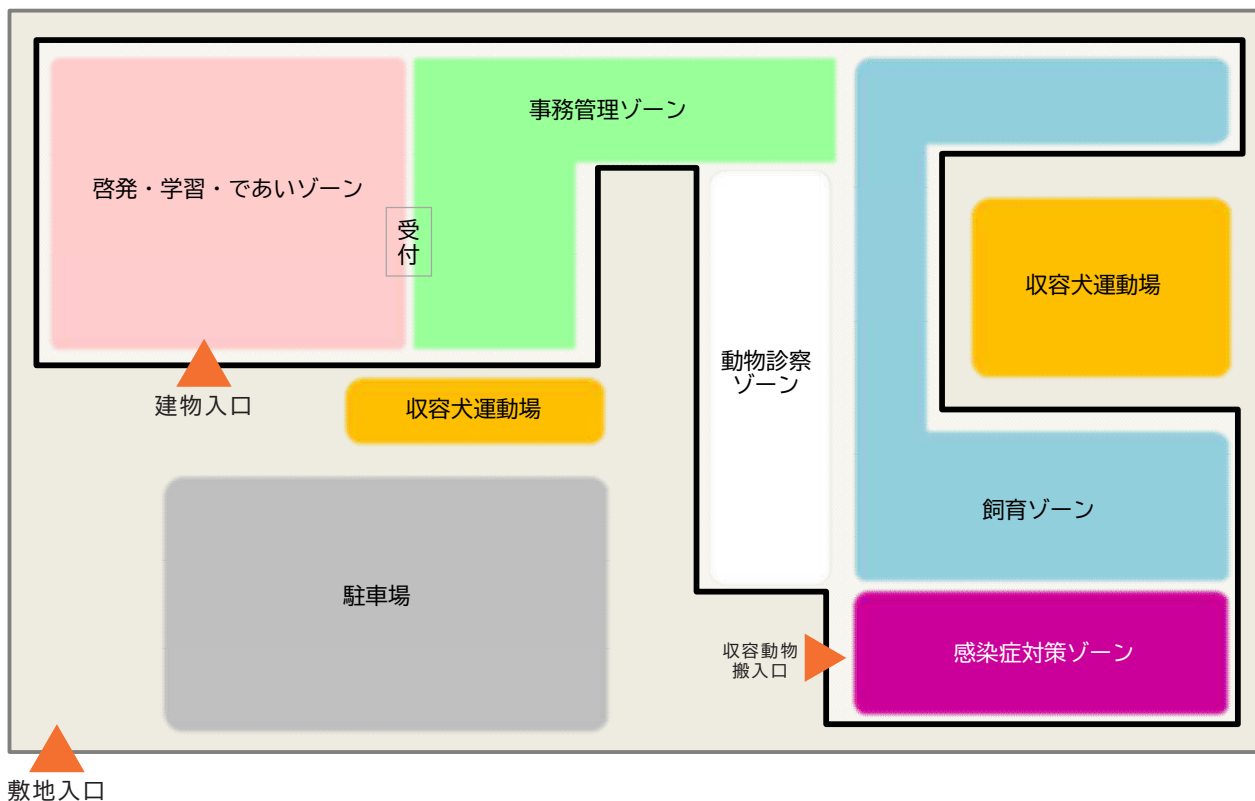
県市で共同運営し、「人と動物との共生社会の実現」に向けた施策を推進するため各業務を効率的に実施するゾーン。

- ・ 受付
- ・ 事務室
- ・ 相談室 など

○飼育ゾーン

保護・収容した犬猫の福祉、健康に配慮した適切な管理を行い、収容動物が新しい飼い主の元で幸せに暮らせるよう練習をするゾーン。収容可能頭数：犬60頭、猫35頭程度（想定）

- ・ 保護室（猫、犬）
- ・ 譲渡室（猫、犬）
- ・ グルーミング室
- ・ 室内トレーニングルーム など



凡例

- 啓発・学習・であいゾーン
- 感染症対策ゾーン
- 飼育ゾーン
- 動物診療ゾーン
- 事務管理ゾーン
- 延床面積 1500 m²程度
- 収容犬運動場
- 駐車場
- 敷地面積 3000 m²程度

○駐車場

- ・ 駐車場

○動物診療ゾーン

保護・収容した犬猫の健康管理を行うゾーン。

- ・ 検査室
- ・ 手術室
- ・ 処置室 など

○感染症対策ゾーン

保護・収容した犬猫の感染症の予防、まん延を防止するゾーン。

- ・ 収容動物の搬入室
- ・ 隔離室（猫、犬）
- ・ 収容時診察スペース など

○収容犬運動場

- 保護・収容した犬の運動施設
- ・ 収容犬運動場

啓発・学習・であいゾーン

■ エントランス

明るい雰囲気、どなたでも入りやすい空間にし、各種啓発物の掲示を行います。

■ マッチングルーム（犬）

犬が家庭環境を経験できる部屋で、里親希望者とのマッチングや譲渡相談も行います。

■ マッチングルーム（猫）

譲渡対象猫が日中過ごす家庭環境に近い部屋で、上下運動・外を眺める・隠れる等猫の自由度が高まる作りを目指し、里親希望者とのマッチング、猫と暮らすことを想定したモデルルームを兼ねます。

■ 多目的ホール

講習会やイベントなどを行うためのホールで、70人程度の規模を想定しています。

■ 会議室

少人数での会議や講習会などを行います。

周辺環境への配慮

■ 騒音対策

敷地を囲むフェンスは防音機能のあるものを採用し、周囲に配慮した設計を行います。

■ 臭気対策

周囲ににおいが漏れないよう、また、施設内においがこもらないような設計とします。

■ 外観

近接した高知県立美術館や、周囲の緑地と調和する落ち着いたデザインとします。

飼育ゾーン

■ 犬舎（保護室）／パドック

個室を基本とし、各個室に半屋外となるパドックを設置して自由に行き来できます。犬同士ができるだけ対面しない配置を考慮します。

クレートを置いたり目隠しの付け外しができるシンプルな空間とし、犬に合わせてアレンジが可能な作りを目指しています。

※収容犬（保護室）運動場

保護室からアクセスしやすく、小さな丘や遊具を設置し、芝、砂、土を敷いて犬らしい行動をしやすく、個々が好きなように遊べる場所とすることを想定しています。

■ グルーミング室

犬猫のシャンプーなどのケアを行います。譲渡に向けて体のケアを受け入れる練習ができるような室を想定しています。

逸走対策・防犯

■ 逸走対策

建物内は、動物を飼育するエリアは原則二重扉にするなど逸走対策を施します。

屋外は、一定の高さを有する外壁やフェンス（柵）を設置し、動物の逸走対策を施します。

■ 防犯

当施設に動物が遺棄されないよう、防犯カメラの設置や防犯の掲示等を行います。

■ 犬舎（譲渡室）

譲渡に向けて家庭環境に近い空間でござせるよう工夫した室となる予定です。エントランスに近く見学しやすい場所を想定しています。

※収容犬（譲渡室）運動場

譲渡室に隣接し、犬の決まった時間の排泄、遊び、リードでの散歩練習、里親希望者とのマッチング等に使用することを想定しています。二重柵など外から人が手を入れないような安全面も配慮します。

■ 猫（保護室・譲渡室）

猫の特性である上下運動ができるように2段または3段ケージなどを取り入れ、外を眺められる場所や環境の整備を想定しています。

※全体として、第一種動物取扱業の飼養管理基準を準用した空間の確保に努めます。

災害対策

■ 災害対策啓発

災害対策に関するパネルや防災グッズ等の展示等災害対策の普及啓発を実施します。

屋外

■ 駐車場

敷地内に15台分程度を設置。講習会やイベント時などは敷地周辺の空きスペースを臨時駐車場として利用する想定としています。

大型バスは侵入不可のため、北側の高須浄化センターの出入口を使用することを想定しています。4

アドバイザー意見概要

- 動物愛護センターにおいて、動物は大切な存在であり、だからこそ安易に触ってはいけないのだということを啓発することが、動物を大切にするという本来の愛護教育だけでなく、動物も含めた他者を尊重するという多様性の尊重に繋がる。動物愛護センターは動物とふれあう場所ではなく、動物と出会う場所である。
⇒「ふれあいゾーン」を「であいゾーン」に改称
- 愛護センターで飼育されている犬や猫に対しても、多様な選択肢の設置、すなわち様々な※環境エンリッチメントの取り組みを行うことで、彼らのストレスの緩和や、様々な行動的な問題の低減、そして生活の質の向上に繋がる。 ⇒犬舎・猫舎の個室設置、複数タイプの犬舎を設計する方針
※環境エンリッチメント：動物の福祉と健康のために飼育動物に刺激や選択の余地を与え動物にとって望ましい行動を引き出すこと。
- 「動物が人を選ぶ場所」だと明確に発信するのが良い。マッチングの主体は動物側である。猫のマッチングルームは外が見えるなどの視覚的な刺激が取り入れられる方がよい。人が見えないことよりも猫の隠れたいを優先。猫が自由にできる展示と落ち着ける譲渡室が隣接した作りで猫がストレスにならないようにするのが良い。 ⇒外や来館者が見える建物南面に譲渡室と併設して設置
- 多目的ホールは災害時の物資受け入れ場所になるため、搬入出を考えて位置を検討すること。 ⇒搬入出がしやすい配置とする
- 啓発ゾーンについては図書コーナー、啓発コーナーを設けてはどうか。受付前に机と椅子を置いた簡易相談スペースがあると良い。 ⇒今後配置を検討する
- 動物の逸走防止対策を徹底すること。 ⇒逸走防止対策は念入りに検討する
- 防臭対策をしっかりと行い、清潔感のある作りになること。 ⇒館内においがこもらないように、また、館外においが漏れない設計とする
- 美術館の近くなのでアートの要素を取り入れた内装など、動物への関心が低い人を呼び込む誘因を作ってみてはどうか。 ⇒実施設計にて検討する

動物福祉への配慮について

- 健康と安全だけでなく、個々の動物の求めるものを可能な限り提供できるよう、犬猫にとって選択肢の多い作りとします。
- 施設の設備だけでなく、職員の動物福祉に関する知識と技術を高める研修を行い、段階的に動物福祉を自らが体現できるようになることを目指します。

医療行為について

- 収容時や負傷動物、収容動物に対しての簡易な検査・処置、譲渡適正向上のための不妊去勢手術を想定しています。
- 臨床獣医師による研修にて段階的に職員の知識と技術の向上を図ります。

イベントの実施について

- 飼い方講習会や動物の飼養に関する講習、譲渡会などの各種イベント、遠足や研修の受け入れを通じて、より多くの方と一緒に人と動物の調和のとれた共生社会について知ってもらい、様々なご意見を頂戴しながら一緒に共生社会を作っていく拠点となることを目指します。

収容犬運動場について

- 敷地内に設置する運動場は、収容犬の運動を目的としており、高温や悪天候時をのぞき常時収容犬の訓練等に使用します。感染症まん延防止の観点から収容犬の専用スペースとして使用します。

犬猫の引き取りについて

- 動物の愛護及び管理に関する法律第7条より、飼い主の終生飼養の努力義務があることや、第35条にある引き取り拒否できる条項に基づき、里親を探さない場合や引っ越しなどの個人都合で飼えないといったケースの引き取りは行いません。
- 動物愛護センターは、保護された動物を終生飼養することを目的とした施設ではありません。保護される犬猫を減らす取り組みを推進し、保護された犬猫の譲渡を目指して日々の飼養管理や啓発、広報を実施します。

殺処分について

- できる限りの飼養を行います。動物由来感染症や治癒の見込みがない場合・疾患がある場合及び攻撃性が高く人と動物の安全性が確保できない場合は、専門家の判断により殺処分を検討・実施します。